

「松籟荘居宅介護支援事業所」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(高萩市指定 第0871400545号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 愛正会
法人所在地	茨城県高萩市下手綱大谷口1951-15
電話番号	0293-24-6322
代表者氏名	理事長 金川 美希子
設立年月	昭和57年 4月 1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護支援事業所 令和6年7月1日指定 介護保険事業所番号 0871400545
施設の名称	特別養護老人ホーム 松籟荘
事業所の名称	松籟荘居宅介護支援事業所
所在地	茨城県高萩市下手綱大谷口1951-8
電話・FAX	電話番号 0293-20-0250 FAX番号 0293-20-0251
管理者氏名	福田 祥規
開設年月	平成30年 7月1日

(1) 事業の目的

この事業は、要介護者等からの相談に対し、要介護者等がその心身状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が十分に確保されるよう居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整及びその他の便宜の提供を行うことを目的とします。

(2) 事業の運営方針

- ① 利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り自宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努めます。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から統合的かつ効率的に提供されるよう配慮してケアマネジメントします。

- ③ 利用者の意向及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立にケアマネジメントします。
- ④ 事業の運営にあたっては、主治医、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、高萩市、北茨城市、日立市北部の区域とします。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日を含む）
受付時間	9：00～17：00
サービス提供時間	8：30～17：30（緊急の場合は夜間、休日も対応致します）

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置数(常勤換算)	配置数	指定基準	備 考
1. 管理者	0.1	1名	1名	介護支援専門員と兼務
2. 介護支援専門員	1.9	2名	1名以上	1名は管理者と兼務
3. 事務職員	0・3	1名		同一法人内別部署兼務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。サービスの提供の開始に際し、ご契約者又はそのご家族は、当事業所に対して、複数のサービス事業所の紹介を求めていることや、サービス計画原案に位置付けたサービス事業所の選定理由を求めることができます。

また、居宅サービス計画の作成にあたって、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型通所介護サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき文書の交付及び口頭により説明を行います。

(1) サービスの内容

① 居宅サービス計画の作成

- ・ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。
- ・ご契約者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、ご契約者の同意を得て主治医等の意見を求め、作成した居宅サービス計画を主治医等に交付します。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ・上記の把握に当たっては、ご契約者及びその家族、指定サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、ご契約者の居宅を訪問し、ご契約者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ・ご契約者の意向を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行いません。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) サービス利用料金

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、下記の額とします。通常の場合、利用料金は介護保険から10割給付されますので、ご契約者の料金負担はありません。但し、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月あたりの料金をお支払いいただき、事業者からサービス提供証明書を発行します。後日、市町村窓口サービス提供証明書を提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

【基本料金】

取り扱い要件 居宅介護支援費（I）	利用料（1ヵ月あたり）	
居宅介護支援費（i） <取扱件数が45件未満>	要介護度1・2	10,860円
	要介護度3・4・5	14,110円
居宅介護支援費（ii） <取扱件数が45件以上60件未満>	要介護度1・2	5,440円
	要介護度3・4・5	7,040円
居宅介護支援費（iii） <取扱件数が60件以上>	要介護度1・2	3,260円
	要介護度3・4・5	4,220円

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本料金に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し、指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,000円
入院時情報 連携加算（I）	利用者が病院等に入院する際に、入院した日のうちに病院等の職員に必要な情報を提供した場合（1月につき1回を限度）	2,500円

入院時情報 連携加算(Ⅱ)	利用者が病院等に入院する際に、入院した日の翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報を提供した場合(1月に1回を限度)	2,000円
退院・退所加算 (カンファレンス無)	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けて、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合(入院又は入所期間中につき2回を限度)	連携1回4,500円 連携2回6,000円
退院・退所加算 (カンファレンス有)	退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけ、加えてカンファレンスに参加し、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合(入院又は入所期間中3回を限度)	連携1回6,000円 連携2回7,500円 連携3回9,000円
通院時情報連携 加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画に記録した場合に算定。	500円
特定事業所加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) (A)	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保や、サービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(1月につき)	(Ⅰ) 5,190円 (Ⅱ) 4,210円 (Ⅲ) 3,230円 (A) 1,140円
特定事業所医療 介護連携加算	1. 特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを算定している。 2. 退院・退所加算を算定し、その医療機関等連携回数が年間35回以上であること。 3. ターミナルケアマネジメント加算の算定回数が前々年度の3月から前年度の2月の間において15回以上であること。	1,250円
ターミナルケア マネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問して支援を実施し、利用者の情報を主治の医師等及び居宅サービス事業者へ提供した場合	4,000円
緊急時等居宅 カンファレンス 加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)	2,000円
介護職員等処遇改 善加算	介護職員等の処遇改善に関する計画を作成し、ケアプランデータ連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	所定単位数の 2.1%

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行なう介護支援専門員

サービス提供時に担当介護支援専門員を決定します。また、常勤の介護支援専門員の担当利用者数は4人までとします。尚、常勤兼務の介護支援専門員の担当利用者数は、常勤換算数に応じた利用者数となります。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。尚、介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

③ ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状などの急変があった場合は、速やかに利用者の緊急連絡先に連絡をとり、主治医に連絡する等必要な措置を講じます。

8. 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 利用者の人権擁護、虐待防止の観点から、虐待発生またはその再発を防止するための指針を整備します。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及させるための研修を実施しています。
- (3) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
＜虐待防止に関する責任者＞ 管理者 福田 祥規
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 苦情解決体制を整備しています。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9. 感染症や災害の対応力強化

感染症や非常災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して必要な研修及び訓練を実施します。感染症が発生し又はまん延しないように、次の措置を講じるものとします。

- (1) 感染症の予防及びまん延を防止するための指針の整備。
- (2) 感染症の予防及びまん延を防止するための研修及び訓練の実施。

10. ハラスメントの防止

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等における法律 第11条第1項 及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充足等に関する法律 第30条の2第1項の規定に基づき、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための措置を講じます。
- (2) 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します。
 - ① 介護支援専門員その他従業者に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
 - ② 介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を行為や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）
 - ③ 介護支援専門員その他従業者に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

1 1. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

<苦情受付窓口(担当者)> 管理者兼主任介護支援専門員: 福田 祥規, 介護支援専門員: 向 恵子

<受付時間> 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

高萩市市役所 福祉事務所高齢福祉課	所在地 茨城県高萩市春日町3-10 TEL 0293-22-0080 FAX 0293-22-0700
北茨城市役所 介護保険課	所在地 北茨城市磯原町磯原1630 TEL 0293-43-1111 FAX 0293-43-1108
日立市役所 介護保険課	所在地 日立市助川町1-1-1 TEL 0294-22-3111 FAX 0294-24-2281
茨城県国民健康保険団体連合会	所在地 茨城県水戸市笠原町987-26 TEL 029-301-1565～1567 FAX 029-301-1579・1580
茨城県運営適正化委員会	所在地 茨城県水戸市千波町1918 (茨城県総合福祉会館2階) TEL 029-305-7193 FAX 029-305-7194 受付時間 9:00～17:00

年 月 日

居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

松籟荘居宅介護支援事業所

説明者職名

氏名

印

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者 : 住所

: 氏名 印

代理人 : 住所

: 氏名 印

(利用者との関係) :

重要事項説明書付属文書（居宅介護支援事業所）

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望される場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（個人情報の保護）

2. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。個人情報保護規定に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間終了の満了日までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が要支援1、2又は自立と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑥ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約書から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が個人情報保護規定に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下に事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合